

小郡市立中学校給食用弁当調理・配達業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月

小郡市 教育部 教育総務課

1. 目的

本要領は、「小郡市立中学校給食用弁当調理・配達業務」の受託候補者について、公募型プロポーザル方式により相手方を特定し、契約を行うために必要な手続き等について定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

小郡市立中学校給食用弁当調理・配達業務

(2) 業務の目的

本市では、令和8年9月稼働を目指し、新たな学校給食センター（以下「新センター」という。）の建設をおこなっている。新センターは現在の学校給食センター（以下「現センター」という。）の敷地内に建設しているため、現センターを稼働できない期間が発生する。この期間における学校給食の代替として、生徒及び教職員に対して安全・安心でバランスの取れた昼食を安定的に提供することを目的とする。

(3) 業務内容

「小郡市立中学校給食用弁当調理・配達業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年8月31日まで

ただし、弁当の実施時期は令和8年6月11日から令和8年8月31日までの予定とし、契約締結日から弁当実施開始までの期間は準備期間とする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和62年小郡市告示第27号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく警告又は注意を受けていないこと。
- (4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項に基づく営業許可を受けていること。
- (5) 最大1,850食(教職員等を含む)の中学校給食に対応できる規模の調理施設を保有又は令和8年4月30日までに保有見込みであること。

- (6) 現在、学校給食または特定の人を対象とする同種業務（弁当方式による給食提供）を営んでおり、提供実績を5年以上有していること。
- (7) 公示日から過去3年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けたことがないこと。
- (8) 製造物責任（PL）法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。

4. プロポーザルに係る日程

- (1) 公示・実施要領公表 令和8年2月6日（金）
 - (2) 質疑受付期間 令和8年2月6日（金）～2月13日（金）
午後3時まで
 - (3) 質疑回答期限 令和8年2月18日（金）
 - (4) 参加表明書提出期限 令和8年2月20日（金）午後3時まで
 - (5) 提案資格確認通知及び
提案書提出要請 令和8年2月25日（水）
 - (6) 提案書提出期間 令和8年2月25日（水）～3月11日（水）
午後3時まで
 - (7) ヒアリング実施日 令和8年3月18日（水）
 - (8) 審査結果通知及び公表 令和8年3月下旬
- ※上記期間中、土曜日・日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日は閉庁日のため対応しない。また、開庁時間（8：30～17：00）以外の対応は行わない。

5. 担当部局

小郡市教育部教育総務課学校給食係（担当：合原）
〒838-0198 福岡県小郡市小郡255番地1
小郡市役所西別館3階
TEL：0942-73-9127
FAX：0942-73-5860
メール：shin-center@city.ogori.lg.jp

6. 参加表明書の提出手続

本プロポーザルへの参加表明者は次のとおり書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ①公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
 - ②食品衛生法に基づく営業許可証の写し

③業務実績書（様式第10号）

ア 令和3年度から令和7年度の過去5年間の業務実績について記述すること。なお、業務完了年度も併せて記載すること。

イ 業務実績書の根拠書類として、実績を有することが証明できる書類（地方公共団体等との契約書の写し）を添付すること。なお、複数の地方公共団体等と契約を行っている場合は、直近のもの3件のみ写しを添付すること。

④生産物賠償責任保険の加入を証する書面の写し

⑤法人の履歴事項全部証明書

ア 参加表明書提出日前3ヶ月以内に発行したもの（写し可）

（2）提出期限

令和8年2月20日（金）午後3時まで

（3）提出場所

「5. 担当部局」のとおり

（4）提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

限必着）

※郵便の場合は、提出期限までに到達したことを証するため、配達証明付き郵便とすること。

（5）その他留意事項

①提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は、提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

②参加表明書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。

③提出された参加表明書は返却しない。

④提出された参加表明書は、提案資格確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。

⑤提出後における参加表明書の差替え又は再提出は認めない。

⑥参加表明書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

⑦郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

7. 提案書等の提出手続

（1）提出書類

①提案書（様式第7号）

ア 表紙のみ「様式第7号」を使用すること。

- イ 日本工業規格 A4 版・両面印刷可・長編綴じ（資料の都合上、部分的に A3 版を使用する場合は、片袖折りにして綴じこむこと。）
- ウ 提案書は、後述の「評価基準」の評価項目の順に沿って作成すること。
- エ 提案書中に提案者が判別できる記載を行わないこと。
- オ 受託した場合の調理業務従事者配置計画及び業務工程がわかる書類を含めること。
- カ 当該業務に携わる責任者の資格名称がわかる書類を含めること。

②献立表（6月実施分）

- ア 受託した場合に提供する献立のうち、令和8年6月に実施する14日分の献立表を作成すること。

- イ 献立表には、使用材料、成分表、アレルギー情報、栄養価を表記すること。

③会社の概要資料

④その他提案書のプレゼンテーション、ヒアリングにおいて必要な書類

⑤見積書

- ア 見積書には、1食単価（消費税及び地方消費税を含む）を記載すること。なお、1食単価には、食材費のほか、調理に係る費用や配送に係る費用等の諸経費を含めること。

(2) 提出部数

原本1部、副本6部

(3) 提出期限

令和8年3月11日（水）午後3時まで

(4) 提出場所

「5. 担当部局」のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

※郵送の場合は、提出期限までに到達したことを証するため、配達証明付き郵便とすること。

(6) 調理サンプル

プレゼンテーション実施日に、調理サンプルとして市が指定する献立を調理し、生徒に提供する際の形態で提出すること。献立内容は提案書として提出された献立表から市が指定し、後日通知する。

調理サンプルとは別に、提示された献立の試食用として1口分（20gから30g程度）を取り分けたもの（大きい食材については切り分けたもの）

を5人分用意すること。

(7) その他の留意事項

- ①提案書の作成又は提出に係る費用は、提案者が負担すること。
- ②提出された提案書は、返却しないものとする。
- ③提出された提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断で使用しないものとする。
- ④提出後における提案書の差し替え又は再提出は認めないものとする。
- ⑤提案書の内容に虚偽の記載が判明した場合は、提案書は無効とする。
- ⑥郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

8. 提案上限額

本業務の提案上限額は、一食単価で1,134円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、実際に支払う委託料については、提案額から市が指定する保護者負担額を差し引いた額とし、当該保護者負担額を別途支払う。

保護者負担額の支払い方法については別途指定する。

9. 実施要領に対する質問

(1) 質問受付期限

令和8年2月13日（金）午後3時まで

(2) 提出場所

「5 担当部局」のとおり

(3) 提出方法

①様式は任意様式とする。

②電子メールにて提出すること（提出期限必着）。なお、ファックス及び口頭（電話等）での質問は受け付けない。

③上記（1）の受付期限外に提出された質問は一切受け付けないので留意すること。

(4) 回答方法

質問及び回答の内容は令和8年2月18日（金）までに本市ホームページ（URL：<https://www.city.ogori.fukuoka.jp/>）上で公開する。

10. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施予定日

令和8年3月下旬

(2) 所要時間（準備時間を除く）

プレゼンテーション：20分 ヒアリング：10分 試食：10分

合計40分

(3) 開催場所

小郡市役所内（場所未定）

(4) 審査基準

別紙「小郡市立中学校給食用弁当調理・配達業務委託提案審査基準」を参考のこと。

(5) その他留意事項

- ①プレゼンテーションの参加人数は、5人までとする。
- ②プレゼンテーションは、提案書の内容に沿って行うものとする。
- ③プレゼンテーションには、「小郡市立中学校給食用弁当調理・配達業務委託提案審査基準」に記載の内容について重点的に説明を加えること。
- ④プレゼンテーションに必要な機材等は、プロジェクター及びスクリーンを除き、提案者が用意すること。
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリングは提案者が1者の場合でも行う。
- ⑥提出された提案書に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。
- ⑦プレゼンテーション及びヒアリングに関する詳細な情報は、プレゼンテーションに参加する事業者に個別に通知する。

1.1. 受託候補者の特定方法

(1) 提出された提案書等を基に、プレゼンテーション等を通して、別紙「小郡市立中学校給食用弁当調理・配達業務委託提案審査基準」に基づき、小郡市立中学校給食用弁当調理・配達業務委託提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の選定を経て当該業務について最適な者を受託候補者として特定する。

(2) 審査委員会の審議は、非公開とする。

(3) 基準点は、60点×参加委員人数とする。すべての提案者の提案内容が基準点に満たしていない場合は、受託候補者なしとし、このプロポーザルは流会とする。

(4) 受託候補者は、審査委員全員の合計得点の最高得点者とする。ただし、基準点を満たしていること。

(5) 最高得点が2者以上いる場合、以下の審査項目順に得点が高いものを受託候補者とする。なお、審査項目の比較は、点差が出るまで①から順に比較していく。

- ① 衛生管理体制、安全管理体制
- ② 献立内容、栄養バランス
- ③ 見積価格の妥当性

(6) 次順位者の繰上げ

受託事業者が委託契約を履行できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった提案者のうち、評価等が上位であった者から順に、委託業務について交渉を行うものとする。

1 2. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) この要領で示した、提出期限、提出場所、提出方法、その他留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングを正当な理由なく欠席した場合

1 3. 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果については、プロポーザル審査結果通知書（様式第8号、様式第9号）により、提案者全員に通知する。
- (2) 審査により特定された受託候補者の名称と提案の概要及び選定理由を小都市ホームページにおいて公表する。
- (3) 審査経過及び審査内容については、小都市情報公開条例（平成12年小都市条例第10号）等関連規定に基づき不開示とする。また、審査結果に対する異議等については、一切応じない。

1 4. 各関連法令の遵守

受託業者は、各関連法令並びに小都市条例、規則、規程及び要綱を遵守することを誓約するものとする。